

平成 24 年 8 月 30 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

肝炎対策推進協議会会長

林 紀夫

平成 25 年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書

肝炎対策推進協議会は、肝炎対策基本指針（平成 23 年厚生労働大臣告示第 160 号。以下「基本指針」という。）を推進するにあたり、平成 25 年度予算として必要な措置を以下の通り意見書として取りまとめる。

1. 医療費助成について

- ・ 肝硬変及び肝がん患者等に対する医療費助成を含む支援のあり方を検討すること。

2. 肝炎ウイルス検査について

- ・ 潜在している肝炎患者・感染者を早期発見するため、肝炎ウイルス検診のさらなる取組を行うこと。
- ・ 基本指針において「すべての国民が少なくとも一回はウイルス検査を受検することが必要」としていることから、国民が希望すれば無料で受検できるよう予算措置を行うこと。
- ・ 昨年度の「肝炎検査受検状況実態調査把握事業」の実施結果を踏まえ、ウイルス検査受検率向上、受検率の把握、陽性者の医療機関への受診勧奨を行うための予算措置を行うこと。
- ・ 健康増進事業の肝炎ウイルス検診への個別勧奨メニューを来年度も継続実施すること。また、未実施の自治体に個別勧奨メニューを実施するよう働きかけること。
- ・ 検査の対象者を拡大するため、および検査を受ける機会を増やす目的で、すでに予算措置された「出前検査」が職域において円滑に実施できるよう関係部署に働きかけること。

3. 医療提供体制の確保について

- ・ 基本指針では肝炎患者支援手帳について「肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携に資する」となっている。この主旨を各都道府県に徹底し肝炎患者に配布するよう予算措置を行うこと。

- ・ 基本指針では「肝炎患者は肝炎医療を専門とする医療機関において治療方針の決定を受けることが望ましい」となっていることから、各地域の特性に応じた診療体制を作るための地域連携を進める予算措置を行うこと。
- ・ 肝炎治療の均てん化を図るため、肝炎治療に係る医師の研修を実施すること。
- ・ 地方公共団体、職域などで保健指導、相談事業などを進める「地域肝炎治療コーディネーター」の育成を進めるなど、地域連携の体制を作るための施策の予算措置を行うこと。

4. 調査・研究について

- ・ 調査・研究を行うための予算措置を継続すること。
- ・ 基本指針に盛り込まれた研究等は、肝炎対策の重要事項であり、迅速な対応が求められている。研究等の進捗について協議会に報告し、終了前でも予算に反映すること。
- ・ B型肝炎に対する新薬開発等に係わる予算措置を継続すること。

5. 肝炎に関する啓発及び知識の普及などについて

- ・ あらゆる世代の国民が肝炎に係わる正しい知識を持ち、肝炎対策が促進されるようマスメディア等を使って啓発・広報を行うこと。

6. その他

- ・ 各都道府県で肝炎対策協議会を必要により開催出来るように予算措置を行うこと。
- ・ 基本指針には「都道府県単位の肝炎対策を推進するための計画を策定し、地域の実情に応じた肝炎対策を推進することが望ましい」となっていることから、どの様に進められているか調査・公表し、未実施の都道府県に「肝炎対策計画」を作成するよう働きかけると共に、必要な予算措置を行うこと。
- ・ 基本指針では「肝炎患者等が働きながら継続的に治療を受けることができる環境づくりに向けて必要な働きかけを行う」とされていることから、具体的な方策について検討し必要な予算措置を行うこと。